

事務連絡
平成23年 9月22日

地方厚生（支）局 保険（年金）課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費について

標記について、施術者が公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸
マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本
盲人会連合の会員である場合、平成20年4月施術分以降の療養費支給申請書
の施術証明欄には、施術者の住所・氏名等の他、施術者登録番号（上記の各団
体が、会員である施術者毎に付与した番号）を記載する取扱いとなっており、
そのため、施術者登録番号の一覧表を送付しているところです。

今般、当該一覧表について、本年7月1日現在で加除修正したものを別添の
とおり送付いたしますので、引き続き、貴都道府県（地方厚生（支）局にあつ
ては、管轄の都道府県）に所在する施術者に係る療養費支給申請書の審査の際
にご活用ください。

なお、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）にあつては、必
要に応じて、各都道府県国民健康保険連合会への周知も併せてお願いいたしま
す。